

大川広域行政組合議会の定例会の回数を定める条例

〔 昭和45年 9月19日 〕  
〔 条 例 第 2 号 〕

改正 平成 4年 2月15日条例第 3号 平成15年 4月 1日条例第 7号  
平成16年 2月26日条例第 1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づく大川広域行政組合議会の定例会の回数は、年3回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年2月15日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日条例第7号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。